

広島サッカースタジアム  
命名権取得者公募要項

令和5年3月  
広島市

<目 次>

1	公募の趣旨	P 1
2	対象施設	P 1
3	応募資格	P 1
4	公募内容	P 1
5	応募条件等	P 1
6	応募書類の提出等	P 2
7	命名権の導入に伴う名称看板の設置等	P 3
8	選考方法	P 4
9	応募の秘密保持及び選考結果等	P 5
10	契約の締結及び解除	P 5
11	その他	P 5

別紙 1	広島サッカースタジアムの概要
別紙 2	指定管理者の主たる事業目的一覧
別紙 3	広島市広告掲載要綱
別紙 4	広島市広告掲載基準
別紙 5	命名権名称看板の設置可能場所等
別紙 6	道路標識規格案
別紙 7	応募書類一覧表

(様式集)

様式 1	命名権取得者応募申込書
様式 2 - 1	応募者の概要・法人用
様式 2 - 2	応募者の概要・法人以外用
様式 3	役員名簿
様式 4	過去の法令違反の状況
様式 5	社会貢献及び地域貢献活動の状況等
様式 6	質問書

## 1 公募の趣旨

令和6年2月1日に供用開始を予定している広島サッカースタジアムの大規模修繕費等の財源を確保するため、命名権取得者を募集します。

## 2 対象施設

広島サッカースタジアム（以下「スタジアム」という。施設概要は別紙1のとおり。）

## 3 応募資格

- (1) 命名権料を支払う能力があること。
- (2) 広島県内に本社若しくは支店又はこれに準ずる事業所を有すること。  
法人以外の者にあつては、応募者又は応募団体の代表者住所地が広島県内にあること。
- (3) 次のアからエのいずれにも該当しないこと。
  - ア 広島市広告掲載基準第2条に規定する規制業種又は事業者に該当する者
  - イ 国税、都道府県税又は市町村税<sup>※</sup>の滞納がある者  
※ 本社が広島県外にある法人の場合：本社所在地の都道府県税及び市町村税並びに広島県税及び広島県内の市町村税
  - ウ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件のいずれかに該当していると認められる者
  - エ 指定管理者の主たる事業目的等と競合関係<sup>※</sup>にある者（指定管理者の主たる事業目的一覧は別紙2のとおり）  
※ 「競合関係」とは、指定管理者の主たる事業目的等と競合する事業に係る収入が営業収入の5割超を占める場合をいう。

## 4 公募内容

- (1) 呼称案及びその理由
- (2) 1年当たりの契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 呼称使用希望期間

## 5 応募条件等

- (1) 呼称
  - ア スタジアムに対して、企業名、商品（ブランド）名等を含む名称を付けることができます。
  - イ 指定管理者の主たる事業目的等と競合する企業の名称等を呼称として使用することはできません。
  - ウ 呼称には、利用者の利便性等の配慮から、「広島」の地名を含めてください。また、一般の者に、施設の使用目的が分かる呼称（例：〇〇〇スタジアム）としてください。

エ 広島市広告掲載要綱（別紙 3）第 5 条並びに広島市広告掲載基準（別紙 4）第 3 条及び第 4 条で広告掲載を行わないことが規定されている内容に該当する呼称は使用できません。

オ 呼称は、後記 8(1)の選考委員会による命名権取得候補者の選考の後、必要な場合は、部分的な修正を依頼することがあります。

カ 呼称の長さによっては、広島市と命名権取得者で協議の上、略称を定める場合があります。印刷物や標識等に表示する場合において、呼称名に代えて略称を用いることができることとします。

キ 決定した呼称及びロゴマークに関する知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する権利をいう。）は、市が無償で使用できるものとします。

ク 契約期間中の呼称変更は原則認めません。

## (2) 呼称使用期間

ア 呼称の使用開始時期は、スタジアムの供用開始（令和 6 年 2 月 1 日予定）からとします。

イ 呼称使用期間は、応募者が提案した呼称使用希望期間とします。ただし、呼称使用期間は 5 年以上とします。

## (3) 命名権料

ア 命名権料は、応募者が提案した契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）とします。ただし、契約希望金額は 1 年につき、1 億円（消費税及び地方消費税を含む。）を下回ることはできません。

イ 命名権取得者は、契約期間中、各年度の命名権料を前年度の 3 月末まで支払うものとします。ただし、令和 5 年度分については、同年 1 月 31 日までに、契約希望金額を月割りした金額（1 円未満の端数は切り捨て）を支払うものとします。

ウ 呼称と競合する企業がスポンサーとなっているイベント等でスタジアムを使用する場合において、呼称が使用されない場合や、名称看板に遮蔽を行う場合がありますが、命名権料の返還等の請求はできません。

## (4) 優先交渉権の付与

次期契約については、更新前の契約条件を基準として、経済事情等諸般の事情を考慮し、命名権取得者と市が協議の上、契約を更新することができるものとします。

## 6 応募書類の提出等

### (1) 応募書類の提出

ア 提出期限 令和 5 年 5 月 8 日（月）午後 5 時 15 分

イ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで  
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着）

エ 提出先 広島市都市整備局スタジアム建設部スタジアム調整担当  
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 (本庁舎 6 階)  
電話：082-504-2237 E-mail：stadium@city.hiroshima.lg.jp

オ 提出書類及び提出部数 別紙 7 のとおり

(2) 質問の受付等

本公募要項に関する質問を次のとおり受け付け、回答します。

ア 受付期限

令和 5 年 4 月 7 日 (金) 午後 5 時 15 分

イ 受付方法

質問書 (様式 6) により、電子メールにより提出してください。

ウ 回答方法

令和 5 年 4 月 21 日 (金) までに、広島市ホームページに随時掲載します。

当該回答をもって、本公募要項の追加又は修正とみなします。

## 7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等

- (1) 名称看板の設置及び維持管理に係る費用は、命名権取得者の負担とします。
- (2) 名称看板の設置可能な場所、大きさ等については別紙 5 のとおりであり、原則、図に示す範囲内で設置してください。
- (3) 看板設置工事可能期間は以下のとおりです。ただし、工事に当たっては、広島市及びサッカースタジアム等整備事業の受注者 (以下「整備事業者」という。) と事前に協議、調整が必要です。

区分	期間	備考
外壁看板 (3 箇所)	令和 5 年 7 月上旬から 令和 6 年 1 月末まで	令和 5 年 8 月上旬までの間は、整備事業者が設置する足場を使用することが可能です。
スタジアム内看板 (2 箇所)	令和 5 年 9 月中旬から 令和 6 年 1 月末まで	令和 5 年 10 月中旬までの間は、整備事業者が設置する足場を使用することが可能です。

※ 期間等は公募開始時点の予定であり、建設工事の進捗状況等によって前後することがあります。

- (4) 看板の設計の検討、決定に当たっては、広島市に協議、確認を受けてください。また、看板を遮蔽する場合を想定し、遮蔽が容易となるよう構造上の工夫を施してください。
- (5) 命名権取得者は、自己の負担により、広島市に対して新たな名称看板の設置等を提案することができます。ただし、スタジアムへの新たな看板設置については、躯体に影響の少ない、シート貼りや軽量看板の接着工法によるものに限りませう。
- (6) 道路標識については、広島市の負担により設置します。ただし、現時点で別紙 6 のとお

りの規格で計画していることから、命名権取得者の提案する呼称の長さにより大幅な規格変更の必要が生じる場合は、変更分に係る実費を負担していただくことがあります。

- (7) 敷地外の案内等の表示変更は、広島市や関係機関と協議の上、可能なものについて行っていただきます。また、その場合、広島市や関係機関が表示変更を行い、実費を負担していただくことがあります。
- (8) 広島市屋外広告物条例等に基づき、名称看板の大きさ、色彩、設置場所などに一定の制限が生じるとともに、別途手続きが必要となる場合があります。広島市屋外広告物条例に基づく申請が必要となる場合には、申請の手続きを命名権取得者、広島市のいずれが行うときにも、命名権料とは別に、申請手数料相当額を命名権取得者の負担とします。
- (9) 契約期間終了後の原状回復に係る費用は、命名権取得者の負担とします。
- (10) 広島市は、命名権による呼称の使用に努めます。ただし、呼称に条例上の名称（広島サッカースタジアム）を併記する場合があります。

## 8 選考方法

### (1) 選考委員会の設置

ア 命名権取得候補者の選考を行う選考委員会を設置します。

イ 選考委員会は、提出された応募書類に基づいて命名権取得候補者の選考を行います。

ウ 選考委員会は、応募者が1者である場合、又は失格その他の理由により1者となった場合においても、当該応募者の応募内容について、審査を行います。

### (2) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は次のとおりです。

評価項目（※）		配点
①適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営状況等</li> <li>・ 社会貢献及び地域貢献活動の状況</li> <li>・ コンプライアンスに関する状況</li> </ul>	20
②名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の呼称としてのふさわしさ（市民・県民にとって親しみやすいか、浸透しやすいか）</li> </ul>	10
③契約希望金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各応募者の契約希望金額と、応募者中の最高希望金額との比率により算定する。</li> </ul> [計算式] $\text{契約希望金額} / \text{最高契約希望金額} \times 50 \text{点}$ （小数第2位を四捨五入）	50
④呼称使用希望期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各応募者の提案期間と、応募者中の最長提案期間との比率により算定する。</li> </ul> [計算式] $\text{提案期間} / \text{最長提案期間} \times 20 \text{点}$ （小数第2位を四捨五入）	20
合計		100

※ 契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1億円を下回る場合は、0点とします。

※ 呼称使用希望期間が、5(2)呼称使用期間に沿っていない場合は、0点とします。

※ 評価項目のいずれか1項目に「0点」がある場合は、選考の対象外とします。

## 9 応募の秘密保持及び選考結果等

### (1) 応募の秘密保持

- ア 応募者名及び応募内容は、応募受付時から選考終了後においても、非公開とします。  
ただし、命名権取得予定者については、選考結果の発表においてその一部を公表します。
- イ 応募者は、広島市が命名権取得予定者を公表するまで、選考の公平性を確保するため、応募の事実及び応募内容を公表することはできません。
- ウ 選考委員会の選考内容は、非公開とします。

### (2) 命名権取得予定者の発表等

- ア 選考結果は、5月下旬頃を目途に全ての応募者に通知するとともに、命名権取得予定者との細目の協議が整い次第、公表します。
- イ 公表内容は、命名権取得予定者の名称・所在地・代表者氏名、施設の呼称、命名権料、呼称使用期間とします。その他の応募書類の内容や命名権取得予定者に決定しなかった者の応募書類の内容については、公文書開示請求が提出された場合、広島市情報公開条例に基づき取り扱います。
- ウ 選考委員会の審査内容及び選考結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じられません。

## 10 契約の締結及び解除

- (1) 命名権取得予定者の公表後、速やかに広島市と命名権取得予定者の間で契約を締結します。
- (2) 命名権取得予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
  - ア 前記3の応募資格を欠くことが認められる事実が明らかになったとき。
  - イ 社会的に著しい不祥事を起こしたときや反社会的行為を行ったとき、又は明らかに当該行為を行ったと類推されることにより呼称の使用が困難になったとき。
- (3) 契約を締結した後であっても、契約に違反したとき又は上記(2)ア若しくはイに該当した場合は、契約を解除します。その場合においては、既納の命名権料は返還しません。

## 11 その他

- (1) 応募しようとする者は、受付期間内に全ての応募書類を提出してください。なお、応募に係る費用は全て応募者の負担とします。
- (2) 応募を辞退する場合は、都市整備局スタジアム建設部スタジアム調整担当に連絡の上、速やかにその旨を書面で提出してください。ただし、提出された応募書類は、理由を問わず返却しません。
- (3) 次の要件に該当した場合は失格とし、選考の対象外とします。
  - ア 応募書類に虚偽の記載があった場合

- イ 公募要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
  - ウ 応募書類が受付期間を経過した後に提出された場合
  - エ 応募日以降において、前記 3 の応募資格を欠くことが認められる事実が明らかになった場合
  - オ 前記 9 (1) の応募の秘密保持に関する規定に違反した場合
  - カ その他不正行為があった場合
- (4) 応募者は、応募を行ったことにより、本公募要項の各条件を受諾したものとみなします。